

KUSATSU ブースターズ BOOSTERSから 新年のメッセージ

「KUSATSU BOOSTERS」は、市にゆかりのある著名人で、市のPR活動に協力しています。メンバーからのコメントを一部抜粋・編集して紹介します。全文とメッセージ動画は、市ホームページに掲載しています。

☎ 広報課(3階) ☎561-2327、☎561-2483

くさつブースターズ新年



あびこ ともみ
我孫子 智美
陸上・棒高跳び選手

昨年は、想像とは違う1年になりましたが、その分日常に感謝できました。今年も健康に楽しく明るく元気に頑張りたいです！



ぎんら
GINLALA
音楽ユニット

地域共生をめざして、皆さまとの楽しい時間を広げていきたいです。草津と言えばGINLALAと言ってもらえるように、笑顔あふれるステージをつくります！



こうさか つよし
高阪 剛
格闘家

自分自身としっかり向き合い、考えながら行動した1年となりました。人生、耐え忍ばなければいけない時もあります。未来を信じて、頑張りたいです！



しゅうれん
秀蓮
書師

世界が大変な状況の中、今いる場所で、書師としてできることで、希望の灯をともしていけるよう頑張ります。離れていても、一緒に頑張りたいです！



ファミリーレストラン
お笑い芸人

早く皆さまに笑顔が届けられるように、僕たちが皆さまの光になれるように頑張ります。草津そして、滋賀県を絶対に盛り上げていきますので、応援してください！



ほりい かずみ
堀井 和美
サイクルフィギュア元プレーヤー・コーチ

今年が市民の皆さま、そして全世界にとって清らかな年になりますように。聖火ランナーとして、皆さまと一緒に聖火リレー、オリンピックを盛り上げたいと思います。



まきた
牧田 もりかつ
アナウンサー

コロナ禍で工夫してスポーツをする高校生や、就職活動を乗り越えた学生たちに勇気をもらいました。今こそ、お互いの思いやりの気持ちをもって乗り越えましょう。



まつだ のぶひろ
松田 宣浩
プロ野球選手

3年振りのリーグ制覇・4年連続日本一を達成できて嬉しいです。故郷・草津の皆さん、こんな時こそ元気を出して一緒に頑張っていきたいです！熱男～！



やくしじ としや
薬師寺 利弥
教員・ラグビー部

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。大変な世の中ですが、安全に過ごしながら、新しい時代に向かっていきましょう。



やすはら あやな
安原 綾菜
元フィギュアスケート選手

昨年はグッドウィルナー草津の活動を通して、市民の皆さまの温かさと、草津の魅力を再発見できました。今年もさまざまな活動で草津市をPRしていきたいです。



よこえ ゆたか
横江 豊
プロバスケットボール選手

現在は、ファイティングイーグルス名古屋で優勝めざしてプレーしています！身体に気を付けて、皆さまが健康でいられるようにしていきます。

今年もたくさんの
応援よろしく
お願いしますたび！



11月定例市議会

11月24日に開会し、市長が提出した27議案を原案どおり可決などしました。また、議員が提出した条例案1件を可決、意見書案1件を可決、4件を否決、請願1件を不採択とし、12月16日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

条例案件＝草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案など

補正予算＝令和2年度草津市一般会計予算を1億312万9千円減額し、692億9,388万2千円にする補正予算など

一般議案＝第6次草津市総合計画基本構想につき議決を求めることについてなど

人事案件＝青地町財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

《議員が提出したもの》

条例案件＝草津市議会基本条例の一部を改正する条例案

意見書＝防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書など

請願＝国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改定を求める意見書」の提出を求める請願書

☎ 総務課(3階) ☎561-2301、☎561-2483

議事庶務課(3階) ☎561-2413、☎561-2485

草津税務署の所得税等還付申告相談会

草津税務署が還付申告の相談会を開設します。当日は申告書の提出もできます。

- ② 2月9日(火) 9:30～12:00(受付11:30まで)、13:00～15:30(受付15:00まで) 所 市役所2階 特大会議室
他 ・マスクの着用が無い場合や、体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)は入場できませんのでご了承ください
・譲渡所得(土地、建物や株式など)、贈与税の申告相談は実施しません
・申告の受付について、詳しくは、2月1日号でお知らせします

	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受ける人
対象	- 公的年金などを受給している人 ※事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人を除く - 令和2年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税などの還付申告をしたい人 - 令和2年中に退職し、年末調整ができていない人	住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築などをして、令和2年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税などの還付申告をしたい人
必要なもの	- 個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類(提示か、写しを添付) - ボールペンなどの筆記用具や計算器具 - 公的年金や給与所得などの源泉徴収票 ※令和2年中に退職金を受け取った人で、退職所得を申告する場合は、退職所得の源泉徴収票も必要 - 医療費控除の明細書 ・印鑑(認印可) ・寄附金控除の受領証明書 - 各保険料などの控除証明書、健康保険料などの金額が分かるもの ※給与所得者で年末調整分を除く - 振込先の預貯金口座の番号が分かるもの(本人名義) - 前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)	控除の要件や必要書類などは、事前に国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください

医療費控除

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行の「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細の記入は省略可
※領収書は自宅で5年間保存が必要(税務署から求められたときは、提示・提出が必要)

年金受給者の申告

公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人は、所得税などの確定申告は不要です。ただし、市・県民税の申告が必要な場合があります。
※所得税などの還付には、確定申告書の提出が必要

☎ 草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562-1315【音声案内】、税務課(1階9番窓口) ☎561-2309、☎561-2479